

京都市告示第 6 8 2号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 6 年 3 月 2 5 日

京都市長 松井 孝治

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市北区等持院南町 1 0 番地の 2 4
京都市北区紫野下門前町 6 6 番地の 9
京都市上京区大宮通寺之内上る西入東千本町 4 3 4 番地
京都市上京区室町通武者小路下る福長町 5 1 5 番地
京都市上京区室町通上立売下る裏築地町 7 3 番地
京都市上京区上立売通浄福寺半丁西入上る真倉町 7 3 8 番地
京都市上京区今出川通智恵光院西入西北小路町 2 2 8 番地の 1 3 及び 2 2 8 番地の 1 4
京都市上京区千本通元誓願寺下る松屋町 3 8 2 番地の 2
京都市上京区笹屋町通千本東入笹屋町三丁目 6 0 4 番地
京都市上京区五辻通大宮西入五辻町 7 7 番地
京都市上京区油小路通元誓願寺下る頭町 4 8 6 番地
京都市上京区中立売通千本東入二丁目田丸町 3 7 2 番地の 1 及び 3 7 3 番地の 1 (一部)
京都市上京区松屋町通中立売下る神明町 4 4 2 番地の 2
京都市上京区中立売通松屋町東入新元町 2 2 2 番地
京都市上京区油小路通一条下る油橋詰町 8 0 番地の 1
京都市上京区油小路通一条下る油橋詰町 8 1 番地
京都市上京区日暮通下立売上る天秤町 5 9 6 番地
京都市上京区千本通出水下る十四軒町 4 1 3 番地の 4

所 在 地
京都市上京区下立売通千本東入田中町4 4 0番地の1
京都市上京区下立売通堀川西入西橋詰町2 7 6番地
京都市上京区中町通丸太町上る俵屋町4 4 2番地
京都市左京区岡崎北御所町5番地
京都市左京区吉田泉殿町4 2番地の2
京都市左京区下鴨宮崎町8 4番地
京都市左京区下鴨西半木町7 3番地の1
京都市中京区新町通竹屋町下る弁財天町2 9 4番地
京都市中京区新町通竹屋町下る弁財天町2 9 6番地
京都市中京区御幸町通夷川上る松本町5 7 6番地の1
京都市中京区堺町通竹屋町上る橘町7 6番地
京都市中京区衣棚通押小路下る下妙覚寺町1 9 3番地
京都市中京区三条通堀川西入橋西町6 6 7番地
京都市中京区三条通油小路下る三条油小路町1 5 3番地 (一部)
京都市中京区新町西洞院の間四条上る炭之座町4 1 3番地及び4 1 5番地
京都市中京区西ノ京職司町6 7番地の3 8 (一部)
京都市中京区壬生柳ノ宮町2番地の1 0
京都市東山区三条通白川橋東入七丁目東分木町2 6 8番地
京都市東山区五条橋東五丁目4 6 3番地
京都市東山区五条橋東五丁目4 7 6番地
京都市東山区渋谷通本町東入四丁目鐘鑄町3 9 6番地の1 及び3 9 6番地の2
京都市東山区一橋宮ノ内町2番地の9 及び2番地の2 1
京都市下京区富小路通高辻下る恵美須屋町1 7 4番地の1
京都市下京区大宮通松原下る西側下五条町4 3 5番地の1 2
京都市下京区西洞院通六条下る東側町5 1 0番地
京都市下京区正面通西洞院東入蛭子水町6 0 5番地
京都市下京区加茂川端六軒下る八ツ柳町3 5 6番地の2
京都市下京区二ノ宮町通七条上る下二之宮町4 2 0番地

所 在 地
京都市下京区中堂寺櫛笥町16番地
京都市下京区中堂寺北町19番地の16
京都市南区四ツ塚町55番地
京都市右京区山ノ内宮前町3番地
京都市右京区西院北矢掛町28番地
京都市右京区嵯峨二尊院門前往生院町23番地の1
京都市伏見区淀美豆町176番地、180番地及び767番地
京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町55番地の1
京都市上京区中筋通石薬師上る大猪熊町351番地及び352番地の1

(都市計画局まち再生・創造推進室)